

富士宮市立内房小学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

(◇は芝川中学校区4校の取組、☆は内房小独自の取組)

本方針は、人権尊重の理念に基づき、内房小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、残念ながら、どの児童にも、どこでも起こりうる行為でもあります。そこで、すべての児童が安心して生活することができるように対応していきます。

いじめは、未然防止と早期発見・対応が最も重要です。なぜなら、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さが増大し、その対応が難しくなるからです。児童の思いを、周りの児童や大人が気付いたり、理解しようとしたりしながら児童を見守っていくことが重要なのです。

児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

◇スクールカウンセラーによる研修

◇職員会議での情報交換

◇「学校におけるいじめ対応マニュアル」を使った研修

○児童に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

◇全校集会におけるいじめについての話

☆学級のルールづくりと見える化

（２）いじめが起こりにくい集団をつくります

○教職員は、児童理解を深め、児童との信頼関係を基盤としていじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

◇教育相談の実施

◇日記による相談活動

☆スクールカウンセラーによる高学年を中心とした児童との面談

○学級はもちろん、異学年集団の活動の中で、児童同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぎます。

◇人間関係づくりプログラムとアンケートの継続実施

◇特に配慮を必要とする児童への適切な支援と配慮

☆集団登校、清掃や行事での縦割り班活動

☆ふわふわ言葉の奨励

○授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業を行います。

☆「内房小の手引き」による授業に臨む姿勢の指導

☆「学び合いにより、分かる授業」を目指した授業研修の実施

○児童が安全・安心に学校生活を送ることができると感じる「居場所」としての学級をつくります。

◇児童の頑張りを認める便りの発行

☆日常の振り返りで「友達のよいところ見つけ」の実施

☆HP による児童の活動紹介

○児童たちの優しく温かい心を育むために、家庭での会話の機会を増やし、読書活動を推進します。

◇4校一斉メディアコントロールデーと親子読書の実施

(3) 児童自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、児童自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

◇自分たちの問題を自分たちで解決する話し合い活動の実施

○道徳の時間では、いじめに関連する様々な道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるよう指導します。

◇考え議論する特別の教科「道徳」の推進

◇重点項目の設定と全教育活動を通した道徳教育の推進

☆家庭での道徳的実践意欲を高めるための「道徳の日」設定

○地域との関わり合いを大切にし、思いやることや感謝することの実体験を通して、相手に優しく接する態度を育てます。

◇地域行事への参加の奨励

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

○学級の中での様子や、学校の中の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。

◇欠席した児童への電話連絡・家庭訪問

◇気になる表れについての報告の一元化(生徒指導主任への報告)

○例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

☆ループリック評価の児童の表れの共有

○定期的なアンケート調査や教育相談を実施することで、いじめを訴えやすい体制を整えます。

◇いじめアンケートの実施

◇教育相談の実施

◇スクールカウンセラーによる面談

○保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

◇養護教諭による全校の欠席状況の確認と管理職への報告

◇保健室来室者の情報共有

◇スクールカウンセラー来校日の広報

(2) いじめへの対処

○いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、職員打合せや職員会議などで報告し、教職員・担任が一人で抱え込まずに情報を共有します。

◇気になる子の表れの報告・連絡・相談の徹底

○いじめを認知した場合は、「いじめを認知した際の学校の対応フロー図」により、校内いじめ対策委員会

を設置し、いじめの態様に即した対策チームを編成して、いじめの原因を探り、必要に応じて専門家の協力を得ながら、再発を防止する措置をとります。

◇いじめ対策委員会の設置及び情報の記録

○被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

○加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、スクールカウンセラーに相談し、本人だけでなく、保護者への対応も迅速に行います。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自らの過ちを反省し、社会性の向上等、人格の形成に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

○保護者懇談会・学校評議員会の開催、学校便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

○自校だけでなく、芝川中学校区4校のインターネット(パソコン・スマホ・タブレット・ゲーム等)によるいじめ問題について、保護者・地域にも広く発信し、家庭・地域での目配りを依頼します。また、保護者がインターネット(パソコン・スマホ・タブレット・ゲーム等)に関する問題について、理解を図ることができる場を設定します。

◇情報モラル講座の実施

◇生徒指導便り等によるネットの使い方の注意

○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

○確認されたいじめについて、指導の記録を残し、中学校へつなげます。中学校では、継続した見守りをしていきます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態発生時の対応フロー図」により、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

いじめ防止プログラム年間計画

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
適宜	○			いじめ・生徒指導委員会	いじめ・生徒指導委員会
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
			○	学校だよりにより学校の取組方針掲載、周知	学校便り
		○		人間関係づくりプログラム①	特別活動
		○		人間関係づくりプログラムアンケート①	
	○			アンケート分析・傾向	
5	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
6		○		いじめ実態アンケート	
	○			アンケート集計・考察	
		○		人間関係づくりプログラム②	特別活動
		○	○	スクールカウンセラーによる面談	スクールカウンセラー
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
7			○	学校評価保護者アンケート・個々面談	
		○		学校評価児童アンケート	
	○			アンケート分析・取組の改善	
		○		人間関係づくりプログラムアンケート②	
	○			アンケート分析・傾向	
			○	教育相談	保護者面談
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
8	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
9	○			1学期評価から、計画の修正及び実施	職員会議
			○	学校評価結果報告	学校評価便り
		○		学校行事(運動会)参加にあたり心構え	特別活動
		○		人間関係づくりプログラム③	特別活動
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
10		○	○	スクールカウンセラーによる面談	スクールカウンセラー
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
11		○		人間関係づくりプログラム④	特別活動
		○		いじめ実態アンケート	
	○			アンケート集計・考察	
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
12	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
		○	○	学校評価保護者・児童アンケート	
	○			アンケート分析・取組の改善	
			○	懇談会で情報交換	保護者懇談会
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
2		○	○	スクールカウンセラーによる面談(6年生中心)	スクールカウンセラー
		○		人間関係づくりプログラムアンケート③	
	○			アンケート分析・傾向	
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート	学級活動
	○			アンケート集計・考察	
	○			児童の実態・問題点共通理解	職員会議
3	○			今年度の反省・次年度取組事項の協議	職員会議